

議案第 6 7 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて協議を行うため、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行に伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、大阪府後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体と協議することについて、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月１７日大阪府指令市第３２０５号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認者等」に改める。

別表第２の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

○大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年大阪府指令市第３２０５号）

新		旧	
第１条～第１８条（略） 別表第１（第４条関係）		第１条～第１８条（略） 別表第１（第４条関係）	
項	関係市町村において行う事務	項	関係市町村において行う事務
１	（略）	１	（略）
２	<u>資格確認書等</u> の引渡し	２	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の引渡し
３	<u>資格確認書等</u> の返還の受付	３	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の返還の受付
４～６	（略）	４～６	（略）
別表第２（第１７条関係） 別表（略） 備考 １ 高齢者人口割については、前年度の９月３０日現在の住民基本台帳に基づく満７５歳以上の人口による。 ２ 人口割については、前年度の９月３０日現在の住民基本台帳に基づく人口による。		別表第２（第１７条関係） 別表（略） 備考 １ 高齢者人口割については、前年度の９月３０日現在の住民基本台帳及び <u>外国人登録原票</u> に基づく満７５歳以上の人口による。 ２ 人口割については、前年度の９月３０日現在の住民基本台帳及び <u>外国人登録原票</u> に基づく人口による。	